令和８年１１月１９日
建設公営企業常任委員会説明資料
都市政策部都市基盤室道路・公園課

道路公園施設包括管理業務委託の実施について

１　芦屋市道路公園施設包括管理業務委託について

これまでの議会及び監査委員等からの主なご意見等に対する今後の改善に向けた本市の考えは次のとおりです。

(1)　事務手続き等について

No.	項　目	主なご意見等	今後の改善に向けて
１	事務執行について	今回の件について、市役所の業務の信頼性を損ねるような結果になってしまっているのではないか。	「芦屋市議会の請求に基づく監査の結果報告について」（令和８年５月２８日付）において、「請求に係る事務執行は、最も妥当な事務処理であったとまでは言えないまでも、最終的に違法不当なものであったとまでは認められない。」と示されていますが、信頼性そのものに疑義を生じさせる事務執行については反省し、監査委員等からのご指摘も踏まえ適正な事務執行に努めます。
２	契約書の表記について	共同企業体と契約を結ぶ場合の契約行為について、単者と契約を締結しており、共同企業体としての契約が成立していないのではないか。	共同企業体は民法上の組合のため、代表者が契約締結を行えることから、記名押印のある契約書は作成しており、契約は有効に成立していますが、「共同企業体代表者」の記載がないことは表記の誤りであり、令和７年１２月２２日に契約書を修正しました。 庁内において「適正な決裁事務、公印使用承認事務及び契約事務について（通知）」（令和８年７月１５日付）で、次の内容を周知徹底しました。 【周知内容】 ・契約締結決裁において、決裁資料として添付する契約書（案）については契約の相手方の住所、商号及び代表者名を記載した上で決裁資料に添付すること。

No.	項　目	主なご意見等	今後の改善に向けて
3	公印の取扱いについて	公印の使用承認を受けて押印した契約書について、契約の相手方が共同企業体ではなく単者となっていた。平時から公印押印時に決裁文書と契約書の整合性の確認等のチェックをしていないのか。	庁内において「適正な決裁事務、公印使用承認事務及び契約事務について（通知）」（令和８年７月１５日付）で、次の内容を周知徹底しました。 【周知内容】 ・管守者及び公印管理者は、使用申請を受け、その使用を承認する際には、「決裁済の原議書（伺い文）」の内容と「公印使用を許可する公文書（契約書等）」を照合し、件名、履行期間、契約先、契約金額、公印種別、公印個数など、必要事項に漏れがないか確認を徹底すること。
4	前金払の支払について	令和７年４月に市長決裁を受けた際には、支払予定表に前払金２,０００万円と記載されていたが、実際に支払われた前払金は５，０００万円となっている。前金払については、結果としては決裁と異なる内容で契約が締結をされたことになるが、市は決裁制度をどのように位置づけているのか。	決裁の添付文書に誤りがあったため、令和８年１月１９日付の追認決裁において文書を修正しました。 庁内において「適正な決裁事務、公印使用承認事務及び契約事務について（通知）」（令和８年７月１５日付）で、次の内容を周知徹底しました。 【周知内容】 ・起案者は正確に文書を起案し、承認者及び決裁者は、伺い文、添付文書、決裁区分、回議ルートなどに不備がないか、確認を徹底すること。
5	前金払の設定について	契約における前金払の支払いについて、その金額に対する保証や担保の制度は法令上どのように位置付けられているのか。	前金払は、地方自治法施行令第１６３条に基づき認められており、今回の契約における前金払の金額に対する保証や担保は法令上必要ありません。契約期間内に業務が履行できないことが判明した場合は契約書の条項に基づき損害賠償の請求等、必要な措置を講じます。
6	前金払に係る規程の整備について	「芦屋市公共工事の前金払及び部分払に関する要領」はあるものの、業務委託費の前金払に関する要領等は存在せず、他市の事例も参考にして速やかに整備することが望ましい。	他市事例を調べたところ、土木・建築工事に係る設計・調査・測量等の業務委託に係る前金払の基準はありましたが、業務委託全般に係る基準は確認できませんでした。このため、現時点での要領作成は難しいと考えていますが、前金払のリスクについては認識していますので、今後も情報収集に努めます。

No.	項　目	主なご意見等	今後の改善に向けて
7	受託者の口座について	委託料の振込先が、３者の企業間で作成された共同企業体の協定書で定めた共同企業体の名称を冠した口座となっていなかった。	３者の企業間で作成された協定書に沿った状態に改めるよう令和７年１２月に受託者に指導を行いました。令和８年１月からの支払については、新たに作成された「共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口口座」に支払いをしています。共同企業体との契約は単者契約とは異なるため、契約締結及び支払い方法等の確認においては他の契約よりも細心の注意を払うよう努めます。
8	チェック体制について	担当者１名で事務処理を行っている部分も多く、職務が繁忙であることを前提としても、複数の職員でチェックを行う等、いわゆる内部統制上の体制整備をさらに充実させることが重要である。	庁内において「適正な決裁事務、公印使用承認事務及び契約事務について（通知）」（令和８年７月１５日付）で、次の内容を周知徹底しました。 【周知内容】 ・事務処理上の誤りが市民の信頼を損なうおそれがあることを、職員一人ひとりが十分に認識し、自覚と責任を持って正確かつ適正な事務処理に努めること。 ・事務のマニュアル化などにより職員間の情報共有を図るとともに、複数の職員によるチェック体制を構築・充実すること。
9	専門委員会における外部委員の選任について	プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者を決定する場合、予定金額がある程度高額な契約については、評価が恣意的に行われているとの懸念を生じさせないよう専門委員会に有識者を加える等外部委員の選任も検討すること。	専門委員の選任については当時の提案方式実施マニュアル（令和６年２月）に基づき行っていました。 現在のマニュアル及び基準では、予定価格（総額）が１億5,000万円以上の案件を審査する場合、１名以上の外部有識者を選任しなければならないと定めています。

No.	項　目	主なご意見等	今後の改善に向けて
10	応募企業の評価点の集計方法について	過去の包括管理業務委託から今回なぜ集計方法を変えたのか。 本プロポーザルにおいて、いつの時点で集計方法を変えたのか。 選定委員会と専門委員会の役割はどうなっているのか。 審査時の採点の集計方法は誰が決めるのか。	選定の事務手続きについては当時の提案方式実施マニュアル(令和６年２月）に基づき行っていました。 今回の集計方法は、各委員の評価の差異が反映され、より正確な計算結果となるよう採用したものです。 なお、今回の集計方法は、１次審査である令和６年 10 月 31 日に集計方法を含めた協議を専門委員会で行っており、以降の ２ 次審査を含め今回のプロポーザルにおいては、一貫して同じ方法を使用しています。 最新の提案方式実施マニュアル（令和８年４月）においてもこれまで通り、選定委員会では評価基準表等の審議を行い、評価点の集計方法については専門委員会で決定するとしています。 次回のプロポーザル時は、分かりやすい選定に努めます。
11	公募審査時の評価シートについて	手書きの評価シートは保管しておくべきではないのか。 １～１０点の評価をするだけなのであれば掛け率や計算結果が反映されるシートとなっているのは紛らわしい。	手書きの評価シートは、２次審査においてヒアリングを行う際に専門委員が１～10の採点を記入するために便宜的に使用したものであるため、保管しておくべきだったとは考えていません。今後については、評価の透明性、公正性をさらに高めるため、工夫と検討を重ねます。 紛らわしい評価シートを使用していた点については、次回のプロポーザル時は分かりやすい評価シートとするよう見直します。
12	協力表明書の提出について	公募時の提出書類として協力表明書を求めることがどうなのか。 公募時の質問期間における質問に対し、提出が必須と思われていた市内業者の協力表明書について、締切に間に合わなくてもよいと読めるような回答内容となっていた。	協力表明書については、公募型提案依頼書において、予定している場合に添付することとしています。質問に対しても同様の趣旨で回答しており、途中で条件を変更したものではありません。 協力表明書を求めることについて、次回のプロポーザルに向けて情報収集に努めます。

No.	項　目	主なご意見等	今後の改善に向けて
13	障害者雇用状況報告書の提出について	障害者雇用状況報告書の提出はあったのか。 公募型提案依頼書に記載されていた「障がい者雇用状況」の評価項目では、障害者雇用状況報告書を提出書類として求めていたが、法定雇用義務のない事業所のことも考え、法定雇用義務のないところはそれに代わる書類を提出するよう求めるべきでは。	応募企業のうち 1 者は、障害者雇用状況報告書の提出はありませんでした。 別途、障がい者の雇用が確認できる書類として、 ①雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）（写） ＜様式第 4 号雇用保険被保険者資格喪失届の A4 書面の下半分に記載されている通知書＞ ②雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）（写） ③障害者手帳（写） の書面 3 点を収受し、障がい者を雇用しているものとして満点で評価しています。 企業評価の項目や提出書類については、当時の提案方式実施マニュアル（令和６年２月）に基づき定めていました。次回のプロポーザル時に項目として定める場合は事業者の規模を考慮した提出書類となるよう公募型提案依頼書等を見直します。
14	OB 職員について	現受託者の企画提案書に OB 職員を活用するという記載になっていた。 プロポーザルのプレゼンテーション時、社員として OB 職員が出席していた。	専門委員会では、OB 職員を活用するという記載について、議論は行っており、天下りと取れる表現のためマイナスの印象となっています。しかし、そこの部分だけを切り取って評価しているわけではなく、他の評価項目も踏まえ総合的に評価し契約候補者を決定しています。なお、「芦屋市職員の退職管理に関する条例」において、再就職者による職員への依頼等の規制が定められており、具体的には、管理職であった者が離職後２年間に元の部署へ働きかけを行うことが禁止されていますが、今回はこれに該当していません。 ２次審査であるプレゼンテーションの場に同席していましたが、応募企業の社員として出席しているという認識です。また、プレゼンテーション時の発言や質疑応答は、共同企業体代表者が考えを述べています。

No.	項　目	主なご意見等	今後の改善に向けて
15	企画提案書の実施について	公募時の企画提案書通りに実施できていない項目（市内企業の活用等）への対応	企画提案書の目標を達成するよう、引き続き指導し、受託者とともに取り組みます。 企画提案書に記載の市内企業の活用割合の達成に向けて、改善を指示しています。
16	履行状況の評価方法について	年間のモニタリングについて、現状はどういう体制で行っていて、透明性の確保に向け、外部委員の選任等どのように考えているのか。	履行状況評価について、現状は業務に関わっていた者が評価する体制としています。 他市の事例も参考に透明性の確保に向けて情報収集に努めます。
17	包括管理業務導入の効果について	包括管理業務を導入した効果が見えない。	新行財政改革の効果額や市政モニターの調査結果をお示ししていますが、市民の満足度の向上や職員が維持管理に携わる業務量の変化等の見える化について、引き続き検討します。
18	前受託者からの引継業務について	前受託者に求める引継ぎ内容とはどのようなものを想定しているのか。 引継会議が開催されなかったことによる業務への具体的な影響は。	前受託者から書類の提出はありましたが、仕様書に定めている引継会議の実施には至りませんでした。引継会議で求めている内容としては、書類では伝わりにくい現地での注意すべき情報等の共有です。 影響としては、令和７年度前半に市民からの要望等が前年に比べて多くありました。適切な引継ぎがなかったことや、実施業者間の本市における一般的な作業のやり方についての認識の差等が原因と考えています。 その状況を受け、仕様書や注意事項を確認し、作業者間の認識を擦り合わせる調整会議を現受託者が継続的に行い、手直しが必要であった内容や市民の声を共有したことで、年度後半の作業では改善が図られています。 引き続き現受託者と共に維持管理の質の向上に努めます。

No.	項　目	主なご意見等	今後の改善に向けて
19	法務研修について	行政運営に必要な法務知識の向上を図るためにも、職員の法務研修の受講を一層推進すること。	法務に関する研修については、現在階層別研修として、法務入門研修（採用１年目）、民法・行政法研修（採用２年目）、地方公務員法研修（採用２年目）、地方自治法研修（採用３年目）、法令の読み方・考え方研修（採用４・５年目）、法務特別セミナー（採用６年目）、法務実務セミナー（採用７年目）、法務研修（新任係長）を実施しているところです。これら研修に限らず、引き続き法務知識の向上に資する研修を企画・実施します。

(2)　現受託者の作業について

No.	項　目	主なご意見等	今後の改善に向けて
1	作業の丁寧さについて	剪定作業において、以前から作業していた業者と違って、刈り方が雑、刈り残しがある、作業した後の掃除ができていない等の市民からの声がある。	作業当初は、適切な引継ぎがなかったことや、本市における一般的な作業のやり方についての認識の差等により、市民からの要望等が令和７年度の前半には前年に比べ多くありましたが、植栽の業務管理者を配置し、作業中や作業後の現場確認、是正指示等、即時に対応できるよう日々業務改善に努めています。
2	安全対策について	公園での除草作業の際に、子どもが近くにいるにもかかわらず、安全対策をせず作業をしていた。 除草時に飛び石防止のためのネットを使用せず作業していた。	作業時における安全対策は最も重要と考えており、現場の安全管理の徹底等再発防止に努めています。また、定例の除草作業に合わせて調整会議を開催しており、安全対策の徹底の注意喚起、作業上の注意点の再確認や、市民からの問い合わせ内容の情報共有を行い、作業を円滑に進めるために業者間の意識向上を図っています。 なお、事故が発生した際は受託者から携わっている業者全社に情報を共有し、安全管理の徹底について指導しています。

【参考資料】

・住民監査請求「道路公園施設包括管理業務委託に係る公募型提案方式による契約候補者の決定の取消」に関する監査の結果について（令和７年２月７日付）

・住民監査請求「道路公園施設包括管理業務委託契約の解除を求める。」に関する監査の結果について（令和７年５月１５日付）

・芦屋市議会の請求に基づく監査の結果報告について（令和８年５月２８日付）

芦監第２２３号
令和７年２月７日

請　求　人　　様

芦屋市監査委員　　阿　部　清　司
同　　中　島　健　一

住民監査請求「道路公園施設包括管理業務委託に係る公募型提案方式による契約候補者の決定の取消」に関する監査の結果について

令和６年１２月１１日に受付した地方自治法第２４２条第１項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第５項の規定に基づき、次のとおり通知します。

第１　監査の請求

１　請求人

主たる事務所の所在地が芦屋市である法人　１団体

２　請求年月日

住民監査請求「道路公園施設包括管理業務委託に係る公募型提案方式による契約候補者の決定の取消」に係る請求書は、令和６年１２月１１日に提出された。

３　請求の趣旨

令和６年９月３０日に公表された道路公園施設包括管理業務委託に係る公募型提案方式について、参加した２者のうち、見積総額の税込額が高額であった参加者（以下Ａ企業体という。）を契約候補者とした決定を取り消すことを求める。

４　請求の受理

請求については、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４２条に規定する要件を具備しているものと認め、令和６年１２月２４日に受理した。

なお、令和６年１２月１１日の請求書提出時には、上記業務委託の契約候補者が決定しているのみで、いまだ契約の締結はなされていないが、法第１９９条第８項の規定に基づく関係人調査として、監査対象部署に対しての聞き取り等を実施した結果、法第２４２条第１項の「当該行為（契約締結）がなされることが相当の確実さをもって予測される場合」に該当し、要件を具備すると判断した。

第２　監査の実施

１　監査の対象事項

道路公園施設包括管理業務委託に係る公募型提案方式による

契約候補者の決定における審査が不当であり、これに伴い発生すると見込まれる委託料の差額分の支出が不当であるか。その結果、芦屋市長が当該契約候補者の決定を取り消すなどの措置を講ずるべきか否かを監査の対象とした。

２　監査対象部署

都市政策部都市基盤室道路・公園課

３　監査の実施方法

法第２４２条第５項の規定に基づく監査は、監査対象部署に対して書類の提出を求め、書類確認を行うとともに、関係職員からの事情聴取を行う方法で実施した。

４　監査対象部署への聞き取り

都市政策部都市基盤室道路・公園課職員に対し、法第１９９条第８項の規定に基づき、資料の提出を求めるとともに、令和６年１２月２４日に監査の対象となったものについて聞き取りを行った。

５　請求人の陳述

請求人に対し、法第２４２条第７項の規定に基づき、令和７年１月１５日に陳述を行う機会を与えた。請求人は、当該陳述において、請求の趣旨に係る補足説明を行った。

第３　監査の結果

本件措置請求については、監査の結果を合議により次のとおり決定した。

１　結論

本件請求を棄却する。

２　請求人がその陳述において主張する事実及び評価

(1)　請求人がその陳述において主張する事実

ア　見積金額はＡ企業体：１８億８，４７４万円、参加した２者のうち、見積総額の税込額が低額であった参加者（以下Ｂ企業体という。）：１８億３，２６０万円であった。

評価結果は、Ａ企業体：５１６点、Ｂ企業体：５０３点と１３点差になり、Ａ企業体が契約候補者に選定された。

イ　履行保証力について、Ａ企業体は０点、Ｂ企業体は６点とされた。

ウ　市内企業の活用について、Ａ企業体は１０２点、Ｂ企業体は１１７点とされた。

個別の委員の評価は下記のとおりであった。

	ア	イ	ウ	エ	オ
Ａ企業体	6	6	8	6	8
Ｂ企業体	8	8	8	7	8

エ　実施体制について、Ａ企業体は６５点、Ｂ企業体は５８点とされた。

オ　Ａ企業体の企画提案書には、「芦屋市の道路公園事業　経験のあるＯＢＯＧ社員の再雇用受け皿として活用することも念頭に置き、長期・安定的な運営が可能な体制枠組みを構築」、「道路公園事業経験者を中心に、これまでの経験・知識を最大限発揮できるポジションを生み出す等安定雇用が促進できる体制・役割を検討」とある。

(2)　主張する事実に基づく請求人の評価

ア　評価基準における履行保証力の配点６点は低すぎる。特に比較的長期である３年間における履行保証は、倒産可能性も考慮に入れて評価すべきであり、この点でも上記配点は不当である。

イ　Ａ企業体の企画提案書によれば、「道路施設清掃」及び「公園清掃」以外の業務について市内企業の協力の確約がとれていない。これら業務の予定価格に対する割合は全体の３０％程度と見積もられているから、本件包括管理業務に占

める市内企業受注割合は３０％未満であり、Ａ企業体の提案する９０％にはなり得ない。

各委員の評価において、評価点の同点はあり得ない。

ウ　Ａ企業体の企画提案書における、下記の点は具体性がなく、不確定ないし実現不可能な企画提案であって、実施体制の評価にあたって、これらを前提にしたと思われる評価は不当である。

(ｱ)　街路樹業務の大半について市内企業の協力を得るとしている点

(ｲ)　「除草・低木等剪定業務」において、協力企業が明記されていないため「街路樹剪定士」の資格を有する者が配備される確実性がない点

(ｳ)　実施企業が明らかでないため、見積金額の根拠がない点（このため、芦屋市の予定金額の９９．７％となった。）

エ　上記２(1)オの記載は、天下り先を用意しているとも受け取れ、これが不公平かつ不当な評価となった背景だと疑われても不思議ではない。

オ　最終的にＡ企業体：５１６点、Ｂ企業体：５０３点と１３点差になり、Ａ企業体が契約候補者に選定されたが、見積金額はＡ企業体:１８億８，４７４万円、Ｂ企業体:１８億３，２６０万円であり、Ｂ企業体の方が５，２１４万円低額で、法第２条第１４項にいう最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないとの趣旨に鑑みれば、Ａ企業体を契約候補者に選定した決定は違法又は不当である。

よって、これを取消す等必要な措置を請求する。

３　監査の方法

(1)　関係職員からの事情聴取

監査対象部署職員から令和６年１２月２４日に事情の聞き取りを行った結果は以下のとおりである。

ア　契約締結の確実性について

道路・公園課が行った公募型提案方式による委託業務の候補者決定において、契約候補者が決定した後、調整段階で

契約に至らなかったケースはない。

イ　価格評価について

評価の４割（１，２００点満点中４８０点）が価格である。予定価格は提示しており、業者から提出された見積額を機械的にあてはめて評価した。

ウ　市内企業の活用について

(ｱ)　道路・公園課が行った公募型提案方式による委託業務の候補者決定において、協力企業未定で契約候補者を選定したケースはない。

(ｲ)　芦屋市道路公園施設包括管理業務委託公募型提案依頼書（甲８号証）２(3)に基づき、実施要領に対して「協力表明書」を取得しなくともよいかとの質問が参加者からあり、協力企業一覧表を添付することと提案依頼書に記載しているが、企画提案書提出時点での協力企業の協力表明書を求めているため、業務受託後、協力企業を加えることは問題ない旨回答している。

(ｳ)　市内企業の活用（Ａ企業体提案：８０％以上を市内企業が占める、発注金額を９０％以上にする）については、契約時の判断だけではなく、３年間の実施内容を随時モニタリングして確認していく。契約期間中に協力企業が増加することはある。この点は、ヒアリングでも１１月に契約候補者に選定された後で声掛けする旨確認した。

(ｴ)　請求人より一部市内企業からＡ企業体に対して協力しない旨の表明書が資料提出されていることについては、現時点で道路・公園課にそのような書類は提出されておらず、分かりかねるが、現状は市内企業に協力要請の依頼を行っているところである。４月１日に向け状況を確認するが、契約候補者からは業務ができる前提で進めているとの回答があった。

また、状況によっては当初協力業者の多くが市外業者となる可能性もあり、その時点では提案内容が満たされないが、３年間の履行期間内で実施していくので仕様書の内容が全く異なっているとも評価しがたい。

(ｵ)　現段階でＢ企業体は体制が整っているので評価点数が高かったが、Ａ企業体は３年間で市内業者への発注金額割合を高く設定しており、提出書類、面接時にもこの点を確認した上での評価である。

エ　実施体制について

有資格者の確保については、Ａ企業体、Ｂ企業体とも問題を見いだせなかった。

オ　その他

(ｱ)　取組方針

Ａ企業体では、品質パトロールの実施、安全講習会の開催、不具合対応のスピードアップ、市内企業の業務平準化など実績もあり具体的に企画されていた。

Ｂ企業体では、提案はあったが、具体性がやや少なかった。

(ｲ)　実施体制

Ａ企業体では専従職員がいて、市内業者の競争を意識（①契約予定金額が３０万円以上の場合は、２社以上の見積もり合わせ、②契約予定金額が１００万円以上の場合は、3社以上の見積もり合わせなど）させている企画提案であった。

Ｂ企業体では、市内企業の育成等につながる競争性などが不明確であり、また、総括責任者が兼任のため全体の采配という点で評価が高くなかった。

(ｳ)　業務品質・効率性

上記のとおり、予防保全の考え方や適正な競争意識の点で差があった。

(ｴ)　提案内容の不実施

４月１日時点で例えば市内企業への発注数を明確に定めたものはなく、数字的に未達のものがあれば、まずは定例会議の中で改善を求め、次は書面で通知する等の進行管理をしていく。

市の意図する「市内業者を数多く活用してほしい」との水準を下回る場合は、契約解除も視野に入れて指導する

ことになるが、提案内容が未達であるだけでは、契約解除までは簡単には至らないと考えている。

(ｵ)　再雇用の受け皿としての活用について

特段の評価はされなかったが、委員の中には、マイナスの印象を持ったものもいた。

(ｶ)　マネジメント経費の補正について

該当事象があれば、減額補正して適用していく。

市内企業への発注については、上記の市の意図する「市内業者を数多く活用してほしい」との水準が基準となる。

(ｷ)　専門委員会の委員構成について

設置する際に外部委員を選任する意見はなかった。今後工夫の余地はある。

(2)　書類等の調査

ア　芦屋市提案方式実施マニュアル

(ｱ)　芦屋市提案方式実施マニュアル（以下、単に「マニュアル」ということもある。）には要旨下記の内容が定められている。

芦屋市における「提案方式」とはその性質又は目的が価格のみによる競争入札に適さないと認められる場合において、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して、最適な事業者を選定するため、一定の条件を満たす提案者から企画提案書の提出を受け、当該委託業務の履行に最も適した候補者を決定する方式をいい、いわゆる随意契約である。

(ｲ)　委託業者選定方法においては、当該決定過程に公正性、透明性及び客観性が求められるため、業務委託等業者選定委員会を設置して行うことになっており、さらに、企画提案書の審査及び評価並びに優秀提案者の特定等のため、専門委員会の設置も認められている。

(ｳ)　専門委員会の所掌事務は、

・実施要領の確認に関すること。

・企画提案書等の審査及び優秀提案者の特定に関する

こと。

・その他選定委員会委員長が必要と認めること。

とされている。

(ｴ) 審査結果の公表については、事業者選定の透明性を確保するため、芦屋市ホームページに公表することとなっている。

(ｵ) 一定の要件下では、点数等の理由に関する質問には丁寧に対応することとなっている。

以上のことから、法２条第１４項との関係でも、入札方式より提案方式の方が住民の福祉の増進にかなうと判断する場合に提案方式が採られることになると考える。

イ 令和６年９月３日建設公営企業常任委員会説明資料「道路公園施設包括管理業務委託の実施について」との書面

同書面には要旨下記のような入札方式にないメリットの記載がある。

従前は、作業内容ごとに委託し維持管理業務ごとに数多くの契約を必要としていた。

包括管理業務委託を導入することによって、

・民間業者のノウハウを活用した道路及び公園施設管理の更なる充実

・包括管理業者が直接判断し、対応するため、現場対応の迅速性が向上

・業務ごとに契約していた事務を一本化することで、事務作業が簡素化

・事務の効率化により職員は政策的な業務に専念、必要な他業務へ従事し効率的な職員配置が可能

・施設の維持管理を長期一元化することによりコスト縮減が図れる。

４ 監査において認定した事実

(1) 本件における公募型提案方式

ア 理念等

本件では、市が所有する道路及び公園施設等の維持管理

について、点検、清掃、除草、植栽管理及び補修等の複数業務を包括的に委託することにより業務の効率化、施設の維持管理に係る質の向上と公民連携による市民サービスの向上を図ることを目的として、公募型提案方式を採用し、「芦屋市道路公園施設包括管理業務委託」を行うこととなった。

選定方法は、施設の維持管理に係る質の向上と公民連携による市民サービスの向上にも重きを置き、総合的な見地から価格のみによる競争入札には適さないと判断したためである。

イ　実施手続き

担当部署である道路・公園課は、マニュアルに従って、業務委託等業者選定委員会を開催した後、専門委員会を設置した。

道路・公園課は、芦屋市道路公園施設包括管理業務委託公募型提案依頼書（甲８号証）を作成し令和６年９月３０日に公表した。

その評価基準の配点は、マニュアルに準拠して、全評価点数のうち企業評価１割、提案内容評価５割、価格評価４割とし、細目については、評価の項目及び評価の視点を明らかにしている。

ウ　その後の事実経過は、上記２(1)の請求人主張事実のとおりである。

５　監査の判断

(1)　提案方式採用について

請求人の主張によれば、見積金額の多寡を問題にしているようにも見えるが、最終的に評価結果に言及しており、提案方式自体についての違法・不当性は主張していないと考えられる。

なお、上記３(2)ア及びイのとおり、提案方式を採用したメリットを考えれば、単に見積金額の多寡のみで、法第２条第１４項に反することにならないことは明らかである。

(2)　配点について

上記４(1)イ記載のこれらの基準は、道路・公園課においてマニュアルに準拠し一定の裁量の範囲内で作成されたもので、提案方式を採用した上で合理性を有し、これに従って各企画提案書を審査評価することで客観性を確保している。

全評価点数１，２００点のうち、金額面については４８０点を、企業評価には１２０点を配点、この企業評価は更に１４項目に分類し、履行保証力については６点を配点している。また、提案内容評価には６００点を配点、ここも更に７項目に分類し、市内企業の活用については１５０点、実施体制については９０点を配点しており、配点については、上記３(2)イ記載のメリットに鑑み、不合理と判断できるような点はない。

(3)　各企業体の評価について

ア　履行保証力についての自己資本比率を指標とした評価は、企業の一般的な可能性を示すもので、特に問題ありとは認められず、６点差に留まることも特に問題があるとは認められない。

イ　市内企業の活用についての評価は、上記２(1)ウのとおり各委員について差異はあるが、１０点のうち０～２点差（×３）である。

市の提案依頼書として協力企業の書類を要請はしているが、企画提案書作成前の質問における回答にあるとおり、提出時にすべての協力企業を確定する必要はないと考える。

また、道路・公園課からの聞き取りでは、市内企業の活用の項目の評価については、企画提案書提出時ではなく、事業実施期間の３年間で達成されるかどうかで判断しているとの回答があり、この点も不合理とは言い切れない。なお、この点の評価については監査委員の意見で後述する。

ウ　実施体制に関しては、請求人の主張は市内企業の活用ができていないとの主張であり、実施体制自体に直接関連するものではなく、違法・不当な評価ではない。

以上から、本件公募型提案方式において、業務委託等業者選定委員会がなしたＡ企業体を契約候補者として選定した選考結

果（決定）は、法第２条第１４項に照らしても違法・不当とは認められない。

よって、本件措置請求は理由がないと判断し棄却する。

第４　監査委員の意見

監査の結果については以上のとおりであるが、この結果を踏まえ、次のとおり意見を述べることとする。

１　市は事前準備期間(令和７年３月３１日まで)に、同年４月１日から問題なく業務を開始できるよう、契約候補者と協議を進めること。業務委託仕様書に記載がある、市内企業の活用、円滑な業務の遂行、業務体制の構築、業務責任者の配置、全体マネジメント業務については、特に注意を払うこと。

また、契約候補者との協議の結果、履行されない恐れがある場合や契約締結に至らなかった場合は、芦屋市道路公園施設包括管理業務委託公募型提案依頼書に準拠した対応をとること。

２　監査対象部署から企画提案内容について一部「３年間の履行期間内で実施していく」との認識が示された。

システム構築等であれば複数年かけての成果到達は当然であるが、今回のような業務委託においては仕様書に沿った企画提案を初年度から実施し、その過不足についてモニタリングによって修正をしていくと考えやすい形態であるため、この点については、上記５(3)イの記載のとおり不合理とは言い切れないが、評価方法についてはやや不明瞭であり明確に示すべきであったと考える。

今後は、市と企画提案者の間に齟齬が起きないよう仕様書のあり方など、注意喚起をするものである。

３　提案業者も相当な時間と労力を割いて企画提案書を作成していることから、芦屋市提案方式実施マニュアルに記載するだけではなく、当事者に評価結果の閲覧が可能であることや点数等

の理由に関する質問にも対応が可能である旨が伝わる工夫をすることが望ましいと考える。

4　随意契約の一形態である提案(プロポーザル)方式により契約の相手方となる候補者を決定する場合、予定金額がある程度高額な契約については、評価が恣意的に行われているとの疑念を生じさせないよう専門委員会に有識者を加えるなど外部委員の選任も検討すること。

（参考資料）

芦監第５８号
令和７年５月１５日

請求人　　様

芦屋市監査委員　　阿部清司
同　　中島健一

住民監査請求「道路公園施設包括管理業務委託契約の解除を求める。」に関する監査の結果について

令和７年４月２日に受付した地方自治法第２４２条第１項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第５項の規定に基づき、次のとおり通知します。

第１　監査の請求

１　請求人

主たる事務所の所在地が芦屋市である法人　１団体

２　請求年月日

住民監査請求「道路公園施設包括管理業務委託契約の解除を求める。」に係る請求書は、令和７年４月２日に提出された。

３　請求の趣旨

令和６年９月３０日に公表された道路公園施設包括管理業務委託に係る公募型提案方式について、業務委託等業者選定委員会が実施した本件提案方式による評価は、「障がい者雇用状況」における提出書類の真正性の確認を怠っており、著しく公正を欠き、不当なものであり、本件業務委託契約の解除及び解除にともなう損失補填を求める。

４　請求の受理

請求については、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４２条に規定する要件を具備しているものと認め、令和７年４月９日に受理した。

第２　監査の実施

１　監査の対象事項

道路公園施設包括管理業務委託に係る公募型提案方式による評価が不当であり、これに伴い発生すると見込まれる委託料の差額分の支出が不当であるか。評価が不当であったことを前提として、芦屋市長が当該契約の解除などの措置を講ずるべきか否かを監査の対象とした。

２　監査対象部署

都市政策部都市基盤室道路・公園課

総務部総務室契約検査課

３　監査の実施方法

法第２４２条第５項の規定に基づく監査は、監査対象部署に対して書類の提出を求め、書類確認を行うとともに、関係職員からの事情聴取を行う方法で実施した。

４　監査対象部署への聞き取り

都市政策部都市基盤室道路・公園課職員及び総務部総務室契約検査課職員に対し、法第１９９条第８項の規定に基づき、資料の提出を求めるとともに、監査の対象となったものについて聞き取りを行った。

５　請求人の陳述

請求人に対し、法第２４２条第７項の規定に基づき、令和７年４月２４日に陳述を行う機会を与えた。請求人は、当該陳述において、請求の趣旨に係る補足説明を行った。

第３　監査の結果

本件措置請求については、監査の結果を合議により次のとおり決定した。

１　結論

本件請求を棄却する。

２　請求人がその陳述において主張する事実及び評価

(1)　請求人がその陳述において主張する事実

ア　見積金額は契約者（以下Ａ企業体という。）：１８億８，４７４万円、参加した２者のうち、見積総額の税込額が低額であった参加者（以下Ｂ企業体という。）：１８億３，２６０万円であった。

評価結果は、Ａ企業体：５１６点、Ｂ企業体：５０３点と１３点差になり、Ａ企業体が契約候補者に選定され、令和７年４月１日にＡ企業体と本件業務委託契約が締結された。

イ　企業評価（３）社会性に「障がい者雇用状況」の項目があり、提出書類は「障害者雇用状況報告書（以下報告書という。）（写）」となっている。Ａ企業体代表企業、Ｂ企業体代表企業は共に法定雇用義務はなく、報告書を公共職業安定所に提出する必要のない事業主である。

ウ　資料２の評価結果では、法定雇用義務のない業者は、障害者の雇用があるかどうかで判断されるが、Ａ企業体は令和６年１０月１日現在の報告書（写）を提出し、１２点が配点されている。

一方でＢ企業体は報告書（写）に加え、雇用している者の雇用保険関係書類と障害者手帳の写しを添付しており、その書類一式により１２点が配点されている。

エ　Ａ企業体の企画提案書の実施体制には、Ａ企業体構成企業のみが記載されており、業務責任者や施工する協力業者が記載されていない。

オ　企業評価（１）企業能力に「業務実績」の項目があり、Ａ企業体は、履行実績届の裏付けとして、令和５年７月１日に契約を締結した芦屋市道路及び公園施設等包括管理業務委託の契約書（写）を提出している。

(2)　主張する事実に基づく請求人の評価

ア　Ａ企業体の報告書は、公共職業安定所及び業務委託等業者選定委員会において、真正性の確認がされておらず、この提出書類を根拠に審査をしたことは不当である。

イ　令和６年９月３０日に公表された公募型提案依頼書には、企業評価において具体的な基準日が明記されていない。客観的に判断すれば、基準日は公表日の令和６年９月３０日となる。

Ａ企業体の報告書は、基準日時点の状況が確認できないため０点が公正である。

ウ　市内企業に協力依頼を行わず、協力表明書を取得することなく作成・提出されたＡ企業体の企画提案書は実施体制が組めておらず、実施体制及び業務品質・効率性について審査をしたことは、架空のものを評価したことになり不当である。

エ　企業評価（１）企業能力「業務実績」の項目において、Ａ企業体が提出した履行実績届の裏付け資料は、芦屋市からＡ企業体代表企業に入札への参加を依頼した業務委託の契約書（写）であり、その実績を審査することは、公平性を欠き、不当である。

オ

(ｱ)　令和５年７月１日契約の業務委託の入札に参加するには、令和５年４月１日現在の芦屋市競争入札参加資格者名簿に記載されているはずだが、Ａ企業体代表企業は市内及び市外業者の名簿には記載されていたが、市内業者のみの名簿には記載されていなかった。

(ｲ)　また、令和５年３月に、市の職員がＡ企業体代表企業に出入りしているという目撃情報があり、Ａ企業体代表企業に入札手続きについて尋ねたところ、「今手続きをしてもらっているところ」という証言を得ている。

(ｳ)　契約過程に疑念を持たれる業務委託を実績として評価することは不当である。

以上のとおり、本件提案方式による評価は著しく公平性を欠き不当なものであり、提出書類についても真正性の確認がされないまま、見積金額が高額なＡ企業体と契約を締結したことは、法第２条第１４項に違反する。よって、契約を解除する等必要な措置を請求する。

３　監査の方法

(1)　関係職員からの事情聴取

監査対象部署職員から事情の聞き取りを行った結果は以下のとおりである。

ア　障害者雇用状況報告書について

(ｱ)　芦屋市提案方式実施マニュアルでは、報告書（写）を提出することとなっており、業務委託等業者選定委員会において、報告書（写）をもって、評価したことに不当な点はない。

(ｲ)　Ａ企業体代表企業からは、障害者を雇用していると口頭ではあるが報告を受けている。

イ　公募型提案方式依頼書における企業評価の基準日の考え方について

(ｱ)　基準日は明記していないが、企画提案書の提出期限は令和６年１０月２８日であり、提出期限までに企画提案書を作成し、提出すればよいという考えである。

ウ　Ａ企業体の企画提案書における実施体制について

(ｱ)　芦屋市道路公園施設包括管理業務委託公募型提案依頼書に基づき、実施要領に対して「協力表明書」を取得しなくともよいかとの質問が参加者からあり、協力企業一覧表を添付することと提案依頼書に記載しているが、企画提案書提出時点での協力企業の協力表明書を求めているため、業務受託後、協力企業を加えることは問題ない旨回答している。

(ｲ)　令和７年４月１日の時点では、各業務責任者が配置され、問題なく業務は開始できている。

エ　令和４・５年度芦屋市競争入札参加資格者名簿について

(ｱ)　Ａ企業体代表企業の令和４・５年度芦屋市競争入札参加資格審査申請書は令和４年１１月３０日に受付されており、提出期間の令和４年１１月１日から１１月３０日の期間内に提出されたものであるため、手続きに不備がないことを確認した。

(ｲ)　市ホームページに掲載されていた令和５年４月１日現在の市内事業者名簿については、正しくは５事業者を掲載するべきところ、上記(ｱ)の期間内に申請のあったＡ企業体代表企業を含む３事業者が名簿に反映されていなかったことを監査対象部署からの聞き取りにより確認した。

(2)　Ａ企業体代表企業からの事情聴取

Ａ企業体代表企業に対し、法第１９９条第８項に基づき調査を行った結果は以下のとおりである。

ア　障害者雇用状況の実績の確認について

(ｱ)　令和７年４月２８日に関係書類の提出を求め、同年５月２日に提出があり受理をした。

(ｲ)　提出された書類を確認した結果、同企業が企画提案書提出時に添付した報告書（写）に誤りのないことが確認された。

(3)　書類等の調査

ア　令和４・５年度競争入札参加資格審査申請書

(ｱ)　Ａ企業体代表企業が提出した申請書は、令和４・５年度競争入札参加資格を有しない者の追加登録の申請書であった。資格の有効期間は令和５年２月１日から令和６年３月３１日である。

(ｲ)　追加登録の申請書は、令和４年１１月１日から１１月３０日に提出することとなっており、Ａ企業体代表企業の申請書は令和４年１１月３０日に受付されていることを確認した。

イ　芦屋市道路公園施設包括管理業務委託契約書

令和７年４月１日に本件業務委託契約が締結されたこと及び委託者の責めに帰すべき事由により解除がなされた場合、委託者は損害賠償の義務を負うことを確認した。

ウ　芦屋市提案方式実施マニュアル

下記の点を確認した。

(ｱ)　「障がい者雇用状況」、「評価の視点」において、障害者雇用状況報告書（写）を提出することとなっていること

(ｲ)　価格評価を含めた評価点に基づき、契約候補者を決定することとなっていること

４　監査において認定した事実等

(1)　障害者雇用の状況について

請求人は、Ａ企業体代表企業の報告書（写）の真正性が公共職業安定所でも、業者選定委員会でも確認されておらず、同書類に基づく評価は不当であると主張している。

Ａ企業体代表企業に対し、法第１９９条第８項に基づく関係人調査として書類の提出を求め、障害者雇用の事実を確認した。

そもそも、市が提出を要請した書類には、障害者の雇用の促進等に関する法律等で罰則をもって虚偽の記載を許さないとしている書類であり、基本的にこれらの書類の内容に虚偽があるのではないかとの主張をする場合、その正確性に関し相当程度以上の疑問がある場合でなければ本件のような主張に対応する必要もない。

本件では、議論の余地をなくすためにＡ企業体代表企業に確認はしたが、本来的に不要な手続きであることを付言する。

(2)　令和４・５年度競争入札参加資格審査申請書について

請求人は、市がＡ企業体代表企業に、令和５年７月１日契約の芦屋市道路及び公園施設等包括管理業務委託に係る公募型提案方式に参加してもらうために、本来は令和４年１１月１日から１１月３０日に提出する必要がある申請書を、提出期間後に受け付けた疑惑があると主張している。

契約検査課での調査において、Ａ企業体代表企業の令和４・５年度競争入札参加資格審査申請書は令和４年１１月３０日に受付されており、手続に不当な点がないことを確認した。

なお、市ホームページに掲載されていた令和５年４月１日現在の市内事業者名簿について、Ａ企業体代表企業が記載されていなかったことが認められた。これは、正しくは５事業者を掲載するべきところ、上記の期間内に申請のあったＡ企業体代表企業を含む市内３事業者が全事業者名簿には記載されたが、同時に記載されるべき市内事業者名簿に反映されていなかったためであり、市ホームペーシ作成上の誤りであることを確認した。

なお、前記２(2)オ(ｲ)の事実を認定すべき資料はない。

(3)　基準日の考え方について

企画提案書の提出期限を基準日とすることに不合理性はない。

５　監査の判断

本件は提案方式を採用し、価格評価を含めた評価点に基づき、契約候補者を決定することとしており、この点に関しては請求人自身、特に問題としていない。したがって、本件は提案方式全体に係る個別の評価が相当かどうかを判断すれば足りるということになる。

認定した事実に基づけば、請求人の主張する事実はいずれも認めることができず、上記評価が不当であると判断する根拠はない。

よって、本件措置請求は理由がないと判断し棄却する。

第４　監査委員の意見

監査の結果については以上のとおりであるが、監査の経過等を踏まえ、次のとおり意見を述べることとする。

１　市ホームページに掲載された市内事業者名簿の内容不備について

市ホームページには、市内事業者名簿、全事業者名簿が掲載されているが、監査対象部署である契約検査課への調査により、令和５年４月１日現在の市内事業者名簿が正しく反映されていなかった事実が判明した。本来、市内事業者名簿に掲載されるべき業者が反映されておらず、請求人に疑念を抱かせる要因となった。

今後は、同様の事案が生じないよう、ダブルチェック等再発防止策の実施を徹底することが必要である。

２　法定雇用義務のない事業主における障害者雇用状況の確認について

芦屋市提案方式実施マニュアルでは、提案方式を実施する際に、評価基準について、企業評価での障がい者雇用状況の評価項目の提出書類として、障害者雇用状況報告書（写）の提出を求め、同報告書をもって評価することとなっている。

一方で、芦屋市道路公園施設包括管理業務委託評価結果では、障がい者雇用状況の判断基準として「雇用する障がい者数が法定数以上か（障がい者の雇用義務がない業者の場合、障がい者の雇用があるか）」と記載されている。

本件において、Ａ企業体、Ｂ企業体の代表企業は共に障がい者の雇用義務のない事業主であり、公共職業安定所に障害者雇用状況報告書を提出する義務はないにもかかわらず、障害者雇用状況報告書（写）を提出書類とし、同報告書をもって評価を行うことを定めたことによって、本来は作成する必要のない報告書を作成、提出させるという提案者に余分な負担を強いる結果となっている。

障がい者の雇用の有無は他の手段をもって確認できるものであるから、今後、提案方式を実施する際に、障害者雇用状況報告書の提出義務のない事業主が参加することも想定し、提出書類の検討を行い、必要に応じてマニュアルの改善を検討することが望ましい。

（参考資料）

芦監報第５－２号
令和８年５月２８日

芦屋市議会議長　中島　健一　様

芦屋市監査委員　阿　部　清　司
同　　川　島　あゆみ

芦屋市議会の請求に基づく監査の結果報告について

地方自治法第９８条第２項の規定に基づき、令和８年３月２４日付け芦市議議第３７３号により請求のあった監査事項について、同条第１９９条第２項の規定に基づき監査した結果を別紙のとおり報告する。

芦屋市議会の請求に基づく監査の結果報告

第１　監査の種類

地方自治法第 98 条第２項の規定による芦屋市議会の請求に基づく監査

第２　請求の対象

「芦屋市道路公園施設包括管理業務委託」（履行期間：令和７年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで）に係る契約締結及び委託料の支払手続その他の事務執行について

第３　監査の期間

令和８年３月 24 日から令和８年５月 28 日まで

第４　監査の実施

１　監査の対象課

(1)　企画部市長公室市民参画・協働推進課

(2)　総務部総務室法務コンプライアンス課

(3)　総務部総務室契約検査課

(4)　都市政策部都市基盤室道路・公園課

(5)　会計課

２　監査の着眼点

次の事項について、請求に係る事務執行の適否を確認した。

(1)　契約書の作成等

ア　当初契約および契約書修正後の契約の効力

イ　契約書の修正（加筆）方法の適否

(2)　債権者登録申請書の取扱い

ア　市が債権者登録申請書の申請日欄が空欄のまま受理したことの適否

イ　市が債権者登録申請書に一部加筆したことの適否

３　監査の方法

監査にあたっては、地方自治法第１９９条第８項の規定に基づき、監査の対象課に対し関係書類の提出を求め、調査、閲覧及び職員からの聴取を実施した。

第５　監査の結果

１　事実の確認

(1)　契約締結決裁について

ア　本件契約は市と株式会社笠谷工務店・池本健建設株式会社・株式会社協立

道路サービス共同企業体（以下「共同企業体」ということもある。）との契約である。

イ　契約締結決裁に添付されていた委託契約書（案）は受託者欄が空欄のまま回議されていた。

ウ　契約締結決裁の伺い文中において、契約先の表記が「(株）笠谷工務店・池本健建設（株)、(株）協立道路サービス共同企業体」となっていた。

エ　「支払予定表」の前払金は20,000,000円となっていた。

(2)　委託契約書について

ア　道路・公園課は、作成日付を令和７年４月１日付とし、受託者部分が空欄の契約書を２部作成し、(株）笠谷工務店（以下単に「笠谷工務店ということもある」）に交付した。

なお、この契約書の「支払予定表」の前払金は 50,000,000 円となっていた。

イ　笠谷工務店は、受託者名を「株式会社笠谷工務店」と記載し、社印を押印した契約書を道路・公園課に提出した。

ウ　道路・公園課は文書管理システムにより公印申請を行い、都市政策課の公印承認を受けて契約書に公印を押印した。道路・公園課は契約書１部を笠谷工務店に交付した。

(3)　契約書の加筆、修正について

契約検査課と合議の上、道路・公園課長及び維持施設担当課長の決裁を受け、令和７年 12 月 10 日に受託者と協議を行い、同月 17 日に受託者の承諾を得て、同月 22 日に受託者名義を「株式会社笠谷工務店」から「株式会社笠谷工務店・池本健建設株式会社・株式会社協立道路サービス共同企業体　代表者株式会社笠谷工務店　構成員池本健建設株式会社　構成員株式会社協立道路サービス」に加筆修正（押印を含む）した。

(4)　令和８年１月 19 日付け市長の決裁を受けた契約修正決裁について

ア　契約締結決裁の伺い文中において、契約先の表記を「(株）笠谷工務店・池本健建設（株)、(株）協立道路サービス共同企業体」から「(株）笠谷工務店・池本健建設（株)・(株）協立道路サービス共同企業体」に修正している。

イ　添付文書 13「支出費目及び予算額」のうち、「8-2-2-2-10-1　道路橋梁費 - 道路橋梁維持費 - 道路の管理に要する経費」を「8-2-2-2-12-3　道路橋梁費 - 道路橋梁維持費 - 道路の管理に要する経費」に修正している。

ウ　添付文書 14「支払予定表」の前払金 20,000,000 円を 50,000,000 円に修正している。

(5)　支出負担行為について

ア　笠谷工務店名義口座として、令和７年４月時点では口座（Ａ）のみが市に提出されていた。

イ　令和７年５月 15 日に令和６年度芦屋市道路及び公園施設等包括管理業務委託の２月分及び３月分の委託料と、令和７年度芦屋市道路公園施設包括管理業務委託の前払金が口座（Ａ）に支払われた。

ウ　令和７年５月笠谷工務店名義口座として、新たに口座（Ｂ）が市に提出された。

この申請書の日付欄は「令和７年　月　日」の記載であった。

市は、令和７年５月 27 日の受付印を押印している。

同時に、道路公園施設包括管理業務委託とその他の業務の入金先を別口座にしたいとの申入れがあり、口座（Ａ）は「(包括用)」の文字が加筆され「笠谷工務店（包括用)」と登録名義が変更された。

エ　共同企業体代表者の肩書きのある笠谷工務店名義の口座（Ｃ）が新たに開設され令和７年 12 月 22 日に市に提出された。

オ　道路公園施設包括管理業務委託料の支払先を口座（Ａ）から口座（Ｃ）に変更するにあたり、口座（Ａ）で起案していた支出負担行為について支払期日未到来分を０円とした上で、債権者登録口座（Ｃ）に変更した後、改めて支払期日未到来分について支出負担行為を起案している。

２　監査対象課の説明

(1)　当事者欄が空欄の契約書を交付したことについて

契約締結決裁に当たっては、契約検査課がネットフォルダに掲示している「締結入力シート」の「契約先」に業者名を入力すると、「委託契約書」の「受託者」に転記されるように関数が設定されているエクセル形式の、「所管課契約用書式」を使用することが望ましいが、道路・公園課は当該書式を使用していなかった。

道路・公園課は契約検査課がネットフォルダに掲示している「所管課契約用書式」を使用しなかった理由として、当該書式が単独企業での入力を想定して作成された様式であり、共同企業体の入力は想定されていなかったためであるとしている。

(2)　当事者表記が笠谷工務店単独とも解釈される契約書について

道路・公園課の一連の事務処理は１名で行われていた。

道路・公園課から公印申請を受けた都市政策課は、契約書に記載された受託者名等の確認を行っていなかった。

(3)　契約書の記載の修正に時間を要したことについて

令和７年４月中旬頃、道路・公園課において契約書を改めて確認した際、当事者名の記載が「笠谷工務店」単独で表示されていることに気付いた。しかし、３者の企業間で作成された共同企業体の協定書第７条に「契約の履行に関すること等が代表者の権限として有する」との記載があったことから、契約書の契約者名は共同企業体の代表者である笠谷工務店で差し支えないものと課として判断し、都市政策部長及び法務コンプライアンス課等への相談は行っていなかった。

その後、訴訟に係るやり取りの中で、市の顧問弁護士に相談したところ、契約として法的に無効となるものではないが、修正を行うことが望ましいとの助言を受けたことから、修正を行うこととした。このため、令和７年 12 月 10 日に受託者と協議を行い、同月 17 日に受託者の承諾を得て、同月 22 日に契約書を修正した。

なお、契約書の修正については、契約検査課と合議の上、道路・公園課長及び維持施設担当課長の決裁を受けている。

(4)　債権者登録申請書を書き加えた経過について

令和７年５月下旬、笠谷工務店から「道路公園施設包括管理業務委託」とその他の業務（ブランディングエリア活性化事業に伴う社会実験警備等業務委託）の入金先を分けたいとの申出があった。これを受け、笠谷工務店の別口座（Ｂ）が債権者登録されたことに伴い、令和５年７月に債権者登録されていた笠谷工務店の口座（Ａ）を、笠谷工務店（包括用）として支払いに使用していた。令和７年 12 月下旬に共同企業体代表者の肩書のある口座（Ｃ）が開設され、以後は当該口座に支払いを行っている。

(5)　市が債権者登録申請書を書き加えるにあたって、笠谷工務店の了承を得ていたかについて

笠谷工務店からの口座（Ｂ）の債権者登録申請は、包括用の口座と分ける意図をもって提出されたものであった。債権者登録に当たり口座登録が複数となるため、道路・公園課職員が容易に判別できるよう、債権者登録申請書を修正する旨を笠谷工務店に伝え、会計課が道路・公園課の指示のもと、口座（Ａ）の債権者登録申請書への追記及びシステムへの入力を行った。

(6)　契約締結決裁の修正決裁について

ア　契約締結決裁の伺い文中において、契約先の表記を「（株）笠谷工務店・池本健建設（株）・（株）協立道路サービス共同企業体」に修正したのは、共同体の表記として「、」より「・」が適切と判断したためである。

イ　添付文書 13「支出費目及び予算額」のうち、「8-2-2-2-10-1　道路橋梁費

－道路橋梁維持費－道路の管理に要する経費」を「8-2-2-2-12-3　道路橋梁費－道路橋梁維持費－道路の管理に要する経費」に修正したのは、令和６年度に財務会計システムが更新されたことに伴い、予算費目に変更が生じていたにもかかわらず、旧来の予算費目のままとなっていたものである。

ウ　令和７年 11 月、契約締結決裁において添付文書「支払予定表」の前払金の記載が令和６年度道路及び公園施設等包括管理業務委託料の前払金と同額の 20,000,000 円と誤って記載されていることに気付いた。しかしながら、共同体との契約締結前打合せにおいては前払金 50,000,000 円とすることで協議が整っており、当初の契約書にも同額の 50,000,000 円が記載されていた。このため、適正な事務処理を行う必要があると判断し、決裁を取り直すこととしたものである。

第６　監査委員の判断

１　はじめに

本契約の受託者である「株式会社笠谷工務店・池本健建設株式会社・株式会社協立道路サービス共同企業体」は、民法上の組合であり、独立した法人格はなく、各法人の契約により結合している団体である。

そのため、契約に関しては全員で行うかまたは定められた代表者が行うことになる。また、銀行口座に関しては、共同体自体を契約者とする銀行口座は開設できず、共同体の代表者である単独企業の名義でのみ開設できる。なお、金融機関によって書類を揃える等一定の要件のもとであれば、肩書として共同体の代表者と表示した単独企業名義の口座を開設することは可能である。

なお、民法上の組合の特性として肩書きを付することにより当該団体であることを示すことが通常であるが、代表者単独名義でも代表である意思表示があれば主体となり得るため、市職員において、法人、権利能力なき社団、民法上の組合および任意の団体の性質と法的な制約を十分理解した上で、事務処理に当たることが必要である。

２　契約書の記載当事者の修正について

契約書の記載が「共同企業体」の表示ではなく、笠谷工務店単独と読める表示になっていることに気付いた後、その修正までに約８ヶ月の空白がある。

上記の通り、組合としての表示として全く認められない表示ではないことに鑑みれば、顧問弁護士も指摘するとおり、その期間中も違法な状態が続いていたというものでもなく、表示の訂正を行ったことによって、最も妥当な表示に変更されたというべきで、取り立てて無効と評価すべきものではない。

最も、「共同企業体」であることが一義的に明確になる表示に訂正する方が、

事務として望ましいため、加筆修正したことは合理的である。

3　契約書の修正（加筆）方法について

地方自治法第２３４条第５項は「普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。」と定めることと契約の加筆修正の関係について東京地裁平成30年3月9日判決は、「地方自治法第234条第5項は普通地方公共団体が契約につき契約書等を作成する場合においては、契約書に記名押印するなどしなければ、当該契約は確定しない旨定めるにすぎず、当該契約の効力を記名捺印よりも前に遡らせて発生させることを禁じる趣旨ではないと解される。また、契約書には実際に記名押印がされた日を作成日として記載するのが実態に即しており、同項の定めに照らしてもこのような取り扱いをすることが望ましいと考えられるが、記名押印がされた日よりも前の日が作成日として記載されていたからといって、このような記載をすること自体が同項に違反し、当該契約書により締結された契約が不成立ないし無効になるものではないと解される」と判示している。

そもそも本件は修正前の契約書でも効力を有するものであるため、有効無効を問題にする余地はない。念のため指摘しておくと、契約書の修正は、字句の訂正にとどまらず、修正箇所及び修正日を明記することが望ましいことはいうまでもないが、上記裁判例も指摘するとおり、当事者間において、契約日に遡って、修正した字句のとおり効力を有するものである場合、修正箇所及び修正日を明記することなく修正することも不合理とまではいえず、修正があるまで契約が効力を生じないというものでもない。

4　契約締結決裁の修正決裁について

契約締結決裁において、前払い金額が 20,000,000 円となっていたにもかかわらず契約書では前払い金額が 50,000,000 円で契約されている。

市と受託者の間の契約を左右するものではないが、内部的には決裁のない契約と言われても仕方がないところである。

仕様書により前払金の上限が 120,000,000 円であるとしても、当該前払金額

をどういう金額に設定するのかについては、決裁過程において説明できるよう整理しておく必要がある。また、芦屋市においては「芦屋市公共工事の前金払及び部分払に関する要領」はあるものの業務委託費に関する前払金について定めたものがないため、なおさら決裁文書自体が金額設定の根拠とならざるを得ず、決裁文書と契約書の内容が異なるものに差し替えられているとすれば、本件に限らず契約書の信頼性そのものに疑義を生じさせる。

その後の修正決裁によって瑕疵は治癒されたといえるが、厳に慎むべき誤りであると評価せざるを得ない。

その他の修正は単なる誤記と評価できるレベルの修正である。

5　市が債権者登録申請書の申請日欄が空欄のまま受理したことの有効性について

日付のない申請書は、しばしば見られるところではあるが、後の事務処理に疑義を残す可能性があり、厳に慎むよう要請すべきものである。

本申請書は令和７年５月 27 日付けの受付印が押されており、将来的には疑義を残さない処理となっているため、事務処理として不適切とまでは言えない。

6　市が債権者登録申請書に「(包括用)」との文字を書き加えたことについて

債権者登録申請書に加筆することは、権限のある者から了承を得ているのであれば、直ちに問題があるものとは認められない。

なお、加筆について加筆日を明確にしておく方が望ましい。

7　委託料及び前払金の支払について

第１項で指摘したとおり、民法上の組合が法人ではないため組合自体の口座を開設することができず、組合に対する支払いは、構成員口座に支払うことにならざるを得ない。そのため、共同企業体の指定により笠谷工務店名義の口座に令和７年度芦屋市道路公園施設包括管理業務委託の前払金が入金されたこと自体は問題とならず、後は共同企業体内部の分配の問題となるに過ぎない。

しかしながら、令和６年度芦屋市道路及び公園施設等包括管理業務委託の２月分及び３月分の委託料と、令和７年度芦屋市道路公園施設包括管理業務委託の前払金が同日に同一口座（Ａ）に支払われていたことは、単独法人である笠谷工務店に対する支払いと共同企業体への支払の区分が、それぞれについて明確でなくなるおそれがあり、共同企業体の内部問題になるとはいえ、個別企業と共同企業体に対する支払いであることを認識しているはずの地方公共団体の事務として、望ましいものではない。

その意味で、第５第１項(5)の支払い口座の変更は望ましい変更であり、当初からこれに向けた要請をすることが望ましかったといえる。

第７　結論

請求に係る事務執行は、最も妥当な事務処理であったとまでは言えないまでも、最終的に違法不当なものであったとまでは認められない。

第８　監査委員の意見

１　内部統制について

本件において、担当者１名で事務処理を行っている部分も多く、職務が繁忙であることを前提としても、複数の職員でチェックを行うなど、いわゆる内部統制上の体制整備をさらに充実させることが重要と感じられた。

２　規程の整備について

「芦屋市公共工事の前金払及び部分払に関する要領」はあるものの、業務委託費の前払金に関する要領等は存在せず、他市の事例も参考にして速やかに整備することが望ましい。

３　契約締結決裁等に係る公印承認事務について

都市政策課においては、当該決裁が完了しているか、当該決裁に係る公印申請がなされているかといった形式的確認にとどまらず、契約書の記載内容についても確認を行う体制を整えるべきである。

４　法務研修について

監査委員の判断の部分でも述べたが、本件の場合、自然人、法人、民法上の組合、権利能力なき社団、その他任意の団体等の区分が明確に認識されず、当事者の表示や入金すべき口座名義が最も適切かどうかを判断しきれなかったのではないかと思料する。

「契約用書式」の表示に上記当事者の表記が可能とする書式とするなど、事務上の改良を含めて行政運営に必要な法務知識の向上を図るためにも、職員の法務研修の受講を一層推進されたい。

以　上

令和８年６月３日

芦屋市議会議長　中島　健一　様

監査事務局長

芦屋市議会の請求に基づく監査の結果報告の訂正について

標記のことにつきまして、芦屋市議会の請求に基づく監査の結果報告について、下記のとおり訂正が生じましたのでご報告いたします。

記

Ｐ５　２　監査対象課の説明（6）ウ　正

令和７年 11 月、契約締結決裁において添付文書「支払予定表」の前払金の記載が 20,000,000 円と誤って記載されていることに気付いた。しかしながら、共同体との契約締結前打合せにおいては前払金 50,000,000 円とすることで協議が整っており、当初の契約書にも同額の 50,000,000 円が記載されていた。このため、適正な事務処理を行う必要があると判断し、決裁を取り直すこととしたものである。

Ｐ５　２　監査対象課の説明（6）ウ　誤

令和７年 11 月、契約締結決裁において添付文書「支払予定表」の前払金の記載が令和６年度道路及び公園施設等包括管理業務委託料の前払金と同額の 20,000,000 円と誤って記載されていることに気付いた。しかしながら、共同体との契約締結前打合せにおいては前払金 50,000,000 円とすることで協議が整っており、当初の契約書にも同額の 50,000,000 円が記載されていた。このため、適正な事務処理を行う必要があると判断し、決裁を取り直すこととしたものである。

訂正理由　ヒアリング時に所管課の説明した内容と当該説明を基に作成した内容に齟齬があることが、所管課の指摘により判明したため。

以　上